

第4編 複合災害対策編

第4編 複合災害対策編 目次

| | |
|--------------------------------|---|
| 第1章 複合災害対策..... | 1 |
| 第1節 複合災害対策 | 1 |
| 第1 基本方針 | 1 |
| 1 対策の方向性 | 1 |
| 第2 予防・事前対策 | 1 |
| 1 複合災害に関する防災知識の普及【危機管理課】 | 1 |
| 2 複合災害発生時の被害想定の実施【危機管理課】 | 3 |
| 3 防災施設の整備等【危機管理課】 | 3 |
| 4 避難対策 | 3 |
| 5 災害医療体制の整備 | 4 |
| 6 災害時の要配慮者対策..... | 4 |
| 7 緊急輸送体制の整備 | 4 |
| 第3 応急対策 | 5 |
| 1 情報の収集・伝達 | 5 |
| 2 交通規制 | 5 |
| 3 道路の修復 | 5 |
| 4 指定避難所の再配置 | 5 |

第1章 複合災害対策

第1節 複合災害対策

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、市は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる対策を実施する。

第1 基本方針

1 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、現状の人的資源及び物的資源で対応可能かどうかを判断する。

市は、資源が不足するようであれば、市外からの応援を速やかに確保するため、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、市内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証に努める。

なお、複合災害に対応するに当たっての基本的な方針は次のとおり。

(1) 人命救助が第一

人命の救助を第一に、県、市及び防災関係機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

(2) 二次被害の防止

市民の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

(3) ライフラインの復旧

生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

第2 予防・事前対策

1 複合災害に関する防災知識の普及【危機管理課】

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性がある。また、その災害の組合せや発生の順序は多種多様である。

市は、広報紙、防災ガイドブック等を活用して市民等へ周知する。

(1) 複合する可能性のある災害の種類

- 地震災害
- 風水害（風害、水害、雪害等）
- 大規模事故災害（大規模火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故等）

(2) 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。

なお、いずれのパターンにしても、近隣する地方公共団体が同時被災する可能性を含んでおり、近隣する地方公共団体の迅速な支援が得られない可能性がある。

ア パターン1

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

イ パターン2

先発の災害により被害を受けた地域がいまだ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

ウ パターン3

市内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはいけない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

【パターンごとの具体的なシナリオ例】

| パターン1 | |
|-------|------------------------|
| 先発災害 | 巨大地震の発生 →堤防・水門が損傷、機能低下 |
| 後発災害 | 巨大台風が直撃 |
| 影 響 | 河川氾濫が発生（荒川・利根川決壊など） |

| パターン2 | |
|-------|---------------------------------|
| 先発災害 | 巨大地震の発生 |
| 後発災害 | 復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃 |
| 影 響 | 先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ、後発災害への対応の遅れ |

| パターン3 | |
|-------|---------------------|
| 地震A' | 市内A地区で巨大地震発生 |
| 地震B' | 市内B地区で巨大地震がさらに発生 |
| 影 響 | 市内対応資源が不足し、対応が困難になる |

2 複合災害発生時の被害想定の実施【危機管理課】

市は、考えられる複合災害の種類ごとに、複合災害発生時における被害想定の実施に努める。

3 防災施設の整備等【危機管理課】

市は、複合災害発生時に防災拠点が使用できるよう防災関係施設の配置を検討する。

また、市は、複合災害の想定結果に基づき、市庁舎が被災し使用できない場合は、被害状況等を勘案して市庁舎敷地内あるいは消防本部に市災害対策本部を設置する。

4 避難対策

「第2編 第2章 第8節 避難対策（第2編-131～134ページ）」を準用する。

(1) 指定避難所及び避難経路の選定【危機管理課】

市は、指定避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設の選定に努める。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害などで一部の指定避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路の選定に努める。

5 災害医療体制の整備

「第2編 第2章 第6節 医療救護等対策（第2編－112～113ページ）」を準用する。

(1) 医療機関の把握【健康づくり課】

市は複合災害の想定結果に基づき、行田市医師会を通じて医療活動を行うことができる医療機関の把握に努める。

(2) 物資の備蓄場所の検討【危機管理課】

市は、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等に努める。

6 災害時の要配慮者対策

「第2編 第2章 第9節 災害時の要配慮者対策 第2 予防・事前対策（第2編－146～154ページ）」を準用する。

(1) 福祉避難所の選定【福祉課】

市内にある福祉避難所となる施設は、全て浸水想定区域内に位置しているため、福祉避難所としての利用が困難である。

そのため、市は、被災程度が軽い県内の市町村に応援要請を実施し、社会福祉施設の施設管理者等と連携して、要配慮者を移送する。

7 緊急輸送体制の整備

「第2編 第2章 第10節 物資供給・輸送対策 第2 予防・事前対策（第2編－164～165ページ）」を準用する。

(1) 代替輸送路及び輸送手段の検討【危機管理課】

市は、防災関係機関と連携し、複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

第3 応急対策

1 情報の収集・伝達

「第2編 第2章 第5節 情報収集・伝達体制の整備 第3 応急対策(第2編-90~104ページ)」を準用する。

なお、市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

2 交通規制

豪雨等により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び行田警察署は速やかに交通規制を実施するものとする。

3 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、出水等が発生し、道路が寸断されることが想定される。

このため、市は、道路管理者と連携し、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

4 指定避難所の再配置

市は、各指定避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じ、指定避難所の再配置を実施する。

